

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

(特別急行料金等を収受する列車の施設の表示)

第 13 条 特別急行料金を収受する列車については、その旅客車入口等の旅客の見やすい箇所に相当の表示を行う。

(乗車券類の購入及び所持)

第 14 条 列車に乗車する旅客は、その乗車する旅客車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。ただし、当社において特に指定する列車の場合で、乗車後乗務員の請求に応じて所定の旅客運賃及び料金を支払うときは、この限りでない。

2 前項の規定によるほか、旅客が、特別急行列車に乗車する場合は、特別急行券を購入し、これを所持しなければならない。

3 前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅（自動券売機設置駅を除く。）から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。ただし、これによれない場合は、下車駅において相当の運賃・料金の精算を行うものとする。

(整理券の所持)

第 15 条 駅員無配置駅（自動券売機設置駅を除く。）から乗車する旅客は、車内において乗車整理券発行機から発券される整理券を所持し、下車する際には、その整理券を係員に引き渡さなければならない。

(営業キロ)

第 16 条 旅客運賃・料金の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロによるものとし、各駅間の営業キロは別表 1 に定めるとおりとする。

2 前項の営業キロは、旅客が乗車する発着区間に対する駅間のキロ数による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

第 17 条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行うものとする。